

# 教育委員会會議録

令和 7 年 10 月 定例会

(公開)

教育委員会議事録  
(令和7年10月定例会)

- 1 日 付 令和7年10月21日(火)
- 2 場 所 えびなこどもセンター 2階 201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 藤吉 ひとみ  
教育委員 武井 哲也 教育委員 海野 望  
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 江下 裕隆 教育部教育支援担当部長兼教育支援担当次長事務取扱兼教育支援課長事務取扱  
教育部次長 吉川 浩  
教育部参事兼教育総務課長 近藤 直樹 教育部参事兼教育総務課文化財担当課長兼文化財係長事務取扱兼郷土資料館長兼歴史資料収蔵館長  
教育部参事兼就学支援課長 兼指導主事 山田 圭  
教育部参事兼学び支援課長 田中 歩 教育部参事兼教育支援課教育支援担当課長兼支援係長事務取扱兼教育支援センター所長兼指導主事  
就学支援課主幹兼就学支援係長 菅野 英輝
- 5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主事 檀上 哲史
- 6 傍聴人 0名
- 7 閉会時刻 午後3時00分
- 8 付議事件  
(1) 教育長報告  
(2) 報告事項  
日程第1 報告 第23号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について  
日程第2 報告 第24号 条例の一部改正に係る意見の申出について(海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)  
(3) 審議事項  
日程第3 議案 第28号 令和7年度未県費負担教職員人事異動方針について  
(4) 審議事項(非公開案件)  
日程第4 議案 第29号 令和7年度海老名市奨学生の決定について
- 9 閉会時刻 午後3時39分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会10月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望人はございません。

本定例会の議事録署名委員は、濱田委員、藤吉委員にそれぞれよろしくお願ひします。

教育長報告に入る前にご報告がございます。本日の議事日程を定めるに当たり、既にご案内してある付議事件から1件取下げをいたしました。内容といたしましては、第4期外国語教育実施計画の策定についてでございます。ご承知おきください。

それでは、教育長報告をいたします。

主な事業報告でございます。

9月25日（木）は、前回の教育委員会9月定例会がございました。午前中に有馬小学校で初任者研修研究授業参観、午後に教育課題研究会がありました。

26日（金）は、本日お渡ししましたが、11月号のえびなの教育の編集会議でございました。

28日（土）は、海老名中学校吹奏楽部が出演した藤沢市民まつりに行ったところでございます。

29日（月）は、門沢橋小学校でフルインクルーシブ教育朝会、有鹿小学校で初任者の授業参観、最高経営会議、自治体DX戦略本部会議、えびなSDGs推進本部会議がございました。

30日（火）は、市議会第3回定例会本会議が閉会いたしました。決算審査ということで、了承されたところでございます。

10月1日（水）は、杉本小学校で朝のあいさつ運動で、この日、東柏ヶ谷小学校もあり、分かれて行きました。私は杉本小学校に行きました。教育委員会辞令交付式ということで、この後、報告があります。10月校長会議がありました。令和8年度予算編成会議ということで、市長の訓示と財務部長から説明があったところでございます。

熊本県教育委員会がフルインクルーシブ教育に係る視察でいらっしゃいました。

○武井委員 熊本県から来るなんて、すごいですね。

○伊藤教育長 こちらには、2人の熊本県出身の職員がいるので、その2人で対応したところでございます。

2日（木）は、海老名の祭囃子が海老名市指定重要無形民俗文化財に認定されましたので、海老名市重要無形文化財認定書交付式を行いました。県央教育事務所管内教育長会議

がありました。

3日（金）は、子育て支援チーム会議、部活動推進協議会がありました。

4日（土）は、S C相模原「ガミティフェス」ということで、海老名の中学生が4人出場しました。1人はクラブチームですが、3人は部活動の子でした。O Bやプロだった方々が一緒になって試合を行ったところでございます。

5日（日）は、海老名市中学校総合文化祭で合唱部・吹奏楽部のステージ部門の発表がありました。

6日（月）は、平井元教育委員宅に訪問し、教育委員会連合会感謝状の贈呈を行いました。学校応援団連絡会、中新田小学校で十五夜豆腐贈呈セレモニーを行ったところでございます。コミュニティ・スクール研修会、外国語教育推進協議会と会議が続きました。

7日（火）は、台風22号情報連絡会ということで、台風が2つ来たのですが、特には影響なかったのでよかったです。ただ、八丈島のほうの方々は本当に大変だったなと思うところでございます。10月教頭会議がありました。えびな支援学校でフルインクルーシブ教育保護者との対話の場がありました。

8日（水）は、有馬中学校で体育祭、えびなっこしあわせプラン推進委員会、社会教育委員会議がございました。

9日（木）は、市主催研修でした。ベースボール型スポーツは大谷小学校でD e N Aの方が来てやっていただきました。有馬中学校出身でソフトボール日本代表として活躍された鈴木由香さんという方にコーディネータとして来ていただきました。ソフトボールをやっていたけれども、結果的にD e N Aに勤めて、今その普及活動を進めているようです。私も小学校以来、久しぶりにやりました。

10日（金）は、柏ヶ谷中学校でよりよい授業づくり特別版がありました。えびなの教育編集会議、不登校支援団体秋まつりがあって、お菓子をいっぱい持って参加しました。

11日（土）は、有鹿小学校・中新田小学校で運動会でしたが、少し雨が降ったということで、結果的に有鹿小学校も中新田小学校も次の週の晴れた日に再度実施したところでございます。

12日（日）は、えびな市民文化芸術祭開会セレモニー、姉妹都市交流絵画作品展が文化会館で行われたので、それを視察しました。学童保育連絡協議会「教育長と語る会」を行いました。夜は大谷八幡宮例大祭でお囃子・大谷歌舞伎を見に行ったところでございます。

15日（水）は、図書館を使った調べる学習コンクール審査、みんなで取り組む学校づくり推進委員会がございました。

16日（木）は、フルインクルメタバース対話の場あいさつ撮影がありました。びなるーむ野外教育活動出発の見送りがありました。午後には教育支援委員会がありました。

17日（金）は、校長連絡会がありました。学校予算編成調整会議ということで、校長先生方と学校予算について協議しながら進めているところでございます。柏ヶ谷小学校のフルインクルーシブ教育保護者との対話の場に行きました。全国学状結果説明会リハーサルがありました。

18日（土）は、7校、有馬小学校・大谷小学校・上星小学校・門沢橋小学校・社家小学校・今泉小学校・杉本小学校の運動会がありました。よく回り切ったなと思っています。今は大体午前中になります。1校、有馬小学校だけは午後まであるのですが、それ以外は全部午前中なのです。昔は午後もあったので、回るのもとても楽だったのですが、今は午前中に終わってしまうので大変です。でも、子どもたちがそれぞれ活躍して、すごく楽しかったと思います。

昨日、20日（月）は、神奈川県市町村教育長会連合会総会で小田原市に行ってまいりました。令和8年度当初予算編成部内調整会議が始まりました。

今日、21日（火）は、教育委員会10月定例会、教育課題研究会、午前中は、子育て支援チーム会議、朝から校長オンラインミーティングで話をしたところでございます。今日、この後、人事異動の方針を定めますので、そうしたらすぐに校長先生方には臨時校長会議に集まってもらって、教育委員会の皆さんに決定いただいた人事異動方針を説明いたします。夜は海老名市医師会の理事会に顔を出したいと思います。

主な事業報告は以上ですけれども、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。

○武井委員 スケジュール、いっぱいですね。

○伊藤教育長 よく働いたなと思います。でも、打合せや週部会といった細かいものは全然記載していません。ある程度対外的なものを中心に記載しています。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 私からのコメントは「『活躍の場』」ということで、本当に様々な場で、体育祭、運動会はもちろんですが、授業参観や研究授業、中学校の部活等で、子どもたちや先生たちの姿を見ることが楽しみだということです。

特に秋は行事が多いので、いろいろなところで子どもたちを見ます。

ただ、そういう中で、私としては、活躍の場がそれぞれの子どもたちにあって、そこで成長してほしいなという思いがあります。

だから、学級担任をやっているときは、ふだん授業をやっていますので、いつもの授業でも全員が活躍できるような授業の仕組みを考えていました。それが先生の務めで授業中、ぼーっとしてしまうようなことがないように、それぞれの子全員が活躍できることを気にしていました。

運動会等だと、中には全体の一人みたいな感じでやっていることが多くて、前に出て発表する子はそれぞれ活躍の場があるんだろうなと思っています。

活躍の場そのものが子どもたちにとって認めてもらえる。そこに自分が出ていって、周りの人に自分を認めてもらえるということがすごく大きくて、ただ、私としては、最後、どうやって完結するかというと、実を言うとほかの人の評価なのです。例えばダンスで全員がやっていても、保護者の方は、「今日うまくいっていたね」や「よくやったね」と言うこと、飛び抜けて活躍しなくとも、様々なことでそのことを評価することがとても大事かなと思っています。ですので、うまくいかなかったとしても、「上手だったね」、「頑張ったね」と言うことが必要かなと思っています。そのことがずっと書いてあります。

大人の人たちも同じで、各団体の人たちも、「今日はありがとうございます」、「皆さんのおかげで、子どもたちが助かりました」等、団体の方が活動していたら声をかけることもすごく大事です。そうしたら、結果的に子どもたちも、大人の方々も、次への意欲というか、また頑張ろうかなとかいうことになるということで、活躍の場が必要だと考えます。

だから、まさに実りの秋で、子どもたちにとっても、教育に関わる大人の人たちにとっても、それぞれの活躍の場がよき思い出となって、これから生きる力につながればいいなということで書いたところでございます。

私からは以上です。

あとは、9月号の先生方への教育長だよりが載っていますので、それはご高覧いただきたいと思います。

それでは、報告事項に入ります。

---

日程第1、報告第23号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題いたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。報告第23号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてご説明申し上げます。こちらは、令和7年9月30日及び同年10月1日付けの海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告いたすものでございます。

資料2ページをご覧ください。人事異動内訳でございます。任期付職員の任期更新に係るもの1名、昇格、採用等に係るもの3名に対しまして、10月1日付で人事異動を発令したものでございます。

説明は以上になります。

○伊藤教育長 報告ということで、このような形で人事異動がありましたので、新たに2名採用、1人が昇格したということですね。

○教育部長 そうです。

○伊藤教育長 あと1名が任期付の更新ということで、4名の辞令交付をいたしましたので、何かご質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第23号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第23号を承認いたします。

---

続いて、日程第2、報告第24号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）を議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料3ページをご覧ください。議案第24号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）につきましてご説明申し上げます。こちらは、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る意見の申出について、急施を要したことか

ら、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたすものでございます。

資料4ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げたとおり、対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件でございます。こちらは、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

4、海老名市長からの文書につきましては、資料5ページに添付してございます。

5、教育委員会からの申出文書につきましては、資料8ページに添付してございます。

6、スケジュールでございます。令和7年9月30日の令和7年第3回海老名市議会定例会で専決処分報告を行いました。

7、根拠法令（抜粋）につきましては資料4ページのとおりですので、後ほどご高覧いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、田中学び支援課長からご説明いたします。

○学び支援課長 資料6ページをご覧ください。海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例となります。第11条第3項第1号中「保育士」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。さらに、第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めることになります。概略としましては、児童福祉法等の改正に伴いまして、所定の改正を行うものです。

○伊藤教育長 上位法の改正に伴って、市の条例も同様に文言等の追加、訂正をするということで、項も替わるということでございます。

ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第24号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第24号を承認いたします。

---

続いて、日程第3、議案第28号、令和7年度末県費負担教職員人事異動方針についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料9ページをご覧ください。議案第28号、令和7年度末県費負担教職員人事異動方針について御説明を申し上げます。こちらは、令和7年度末県費負担教職員の人事異動に当たり、方針を定めたいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、山田就学支援課長からご説明いたします。

○就学支援課長 それでは、資料10ページをご覧ください。令和7年度末県費負担教職員人事異動方針についての詳細でございます。

1、概要でございます。神奈川県教育委員会の神奈川県公立学校教職員人事異動方針、1、適材適所に配置すること、2、教職員の編成を刷新強化すること、3、全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。上記3項目を基に海老名市の令和7年度末県費負担教職員人事異動方針を決定したいものでございます。

それでは、資料11ページをご覧ください。令和7年度末県費負担教職員人事異動方針(案)でございます。読み上げさせていただきます。

#### I 海老名市方針

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

続けて、12ページをご覧ください。

#### II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務3年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「I-2」に限らず適正配置を行う。
- 3 本市人事方針「I-3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。採用校と同一校での臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校等（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 効率退職・再任用については、充分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

13ページに神奈川県公立学校教職員人事異動方針、14ページに令和7年度末県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項が掲載されておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武井委員 前回の人事異動方針と比べて、今回の令和7年度末の方針で大きく変わったところはどういったところなのでしょうか。

○就学支援課長 令和7年度末の人事異動方針については、令和6年度末と変更はありま

せん。

○伊藤教育長 基本になる県の人事異動方針は昭和38年からずっと同じですから。

○武井委員 概要も変わらないのですね。

○伊藤教育長 変わらないです。

○濱田委員 昨年と同様の異動方針だということですが、ここへ来て、いろいろと学校のスタイル、海老名市だけにおいてもかなり学校間のいろいろな変化があると思うのです。例えば今後、これから先、教員の人事異動についての方針というのは、やはり視点を変えなければいけないという時期も来るのではないかと思うのですが、そういうところのお考えが何かありましたら教えてください。

○就学支援課長 今年度末については昨年度と同様の方針を定めておりますが、今後については、例えば海老名市方針のⅠ－2、同一校勤務年数8年から10年の者を異動対象とすることになっているのですが、やはり目まぐるしく学校教育現場は変わっていきます。その課題も変わっていきますので、人事を刷新する、あるいは人事を活性化する意味合いで、ここについては見直しを図っていく方向で当課としては考えております。

○濱田委員 かなり変化が激しいですからね。

○伊藤教育長 8年というと長いので、逆に言えば、居心地がよければ8年はいられるとみんな思っていますので、5年を過ぎたぐらいである程度めどをつけて希望を聞くのです。そうでないと、みんな8年の終わりに希望を出しませんので。ですから、5年ぐらいをめどにして対象になります。

○武井委員 臨時職員のときの年数はここには加算されないですか。

○伊藤教育長 初任者は加算されます。だから、初任者は、先ほど5年となっていたのですが、3年間、臨任を行っていたら、残り2年で5年の異動対象となります。5年たったら対象なので、4年間、臨任を行っていて、1年、本務だったら、6年までいる等、そういう場合もありますけれども、一応5年で対象です。

あと、県央交流といって管理職、教頭等もかなりの人数が他市で教頭をやっています。

○就学支援課長 昨年度、話題に上がったので、下調べをしました。人事交流ということで、まず異動対象となる者が、今回、小学校で46名、中学校で29名が、いわゆる8年から10年の方になります。教育長の方針で、いろいろなところの見聞を深めて、海老名市に戻ってきて、海老名市の学校で力を発揮してほしいということで、海老名市はかなり人事交流や行政交流、県都区交流を行っています。例えば、附属の交流等も含めてかなりの

人數を海老名市は出しています。人事交流で、教頭先生で言うと、海老名市から他市に行かれている方は、小学校で4名、中学校で2名、合計で6名います。他市町村から海老名市に来ていただいているのは、小学校1名、中学校の2名の3名なので、海老名市は3名多く出しています。

○伊藤教育長 ほかの市に行って勉強してくる。なぜなら、教員は大学卒業後の20何歳で来たら、40年近くそこで過ごすことになるから、いろいろな市に行って勉強したほうがいいかなと思っています。

○海野委員 6名出しているということなのですが、何年間という期間は決まっているのですか。

○就学支援課長 内規のようなのですが、おおむね2年間、状況によっては3年間、行かれている方もいらっしゃいますし、状況によってこれでなければならないというものではないです。

○伊藤教育長 出された人は心配しているみたいですが、交流なので、確実に海老名市に戻します。

○武井委員 本当はその数は同じにしてほしいのですね。

○伊藤教育長 だから、人材としては海老名市としてはいるので、そういう意味では、多く出して、勉強してほしいなと思っています。

○武井委員 2番の同一校勤務年数8年から10年の者が対象者なのですが、対象者を必ずしも異動させなければいけないということはないのですか。

○就学支援課長 県の決まりだと、同一校3年は対象とならないとなっていますので、3年間はそもそも異動対象とはなりません。3年以上になると、希望で手を挙げることはできます。私は4年目なので別の学校に行きたいですという方は実際にいらっしゃいます。ただ、我々は校長ヒアリングをして、教職員に投げかけをするときに、あなたは8年を超えているので対象ですよということでお声かけさせていただきますので、それ以外は、基本的には希望がなければ対象にならないような制度になっています。

○武井委員 そうすると、希望があれば、例えば10年を超えた場合でも同じ学校にいることは可能なのですか。

○就学支援課長 制度上、原則10年までと県でも定められているため、学校事情や、いろいろご本人の事情もあるとは思いますが、かなり厳しい審査を受けます。何で10年以上いる必要があるのかということで、県での協議は必要なのですが、10年を超えてい

いらっしゃる方も中にはいらっしゃいます。

○武井委員 なるほど。

○伊藤教育長 担当としては、10年超えた者については県に理由書で、この人は10年を超えたが、まだこの学校に勤務しますということは出さないといけません。

○武井委員 そういう先生もいるなと思っていたので聞きました。

○伊藤教育長 今年度はもうスタートせざるを得ないので、来年度は人事異動方針の見直しを考えたいなと思っています。ただ、今日ここで皆さんにご決定いただいたら、夕方、校長先生方に集まつていただけ臨時校長会から今年度末の人事異動がスタートすることになります。

それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第28号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第28号を原案のとおり可決いたします。

---

続いて、日程第4、議案第29号は個人情報に関する案件であります。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当することから、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第4について、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4を非公開といたします。

今日は傍聴人がいらっしゃいませんので、そのまま続けます。

( 秘密会開催 )

---

( 秘密会閉会 )

○伊藤教育長 傍聴人はございませんので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会10月定例会を閉会いたします。